

令和 6 年 8 月 13 日

公示

次のとおり、公募します。

支出負担行為担当官
愛媛労働局総務部長 大坪 祥一

1 公募内容

- (1) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 67 条第 1 項に基づく健康管理手帳又は船員健康管理手帳の所持者に対し政府が実施する健康診断の事業において、5 及び 6 の資格要件を満たし、3 (1)～(13)に掲げるいずれかの業務に係る健康診断（複数の事業に公募することは可。）
- (2) 事業の趣旨
がん、じん肺その他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた離職者の健康管理を図ることを目的とする。

2 委託医療機関が実施する健康診断

次の業務に従事していた者に対する健康診断

- (1) ベンジジン等業務関係
- (2) 粉じん業務関係
- (3) クロム酸等業務関係
- (4) 砒素業務関係
- (5) コールタール業務関係
- (6) ビス（クロロメチル）エーテル業務関係
- (7) ベリリウム業務関係
- (8) ベンゾトリクロリド業務関係
- (9) 塩化ビニル業務関係
- (10) 石綿業務関係
- (11) 1、2－ジクロロプロパン業務関係
- (12) オルトートルイジン業務関係
- (13) 3、3’－ジクロロ－4、4’－ジアミノジフェニルメタン業務

3 委託契約期間

委託契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了日の 2 か月前までに双方から何ら意志表示がない場合は、この契約の有効期間を次年度末の 3 月 31 日まで更新することとし、以後も同様とする。

4 公募対象者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当し

ない者であること。

なお、被補佐人又は被補佐人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に規定する特別の理由がある場合に該当すること。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

5 公募対象者の要件について

愛媛県内に所在する医療機関で次の要件を満たしていること。

- (1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。なお、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断の実施に当たる医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましい。
- (2) 臨床検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。ただし、一部設備が装備されていない場合であっても、他の一の衛生検査所等との業務委託契約等により当該設備を使用できる場合であって、当該業務委託契約等において個人情報 の適切な取扱いに係る内容が含まれていることが確認できた場合には、必要な設備が装備されているものとして差し支えない。

なお、それぞれの設備はその目的に照らし必要な性能を有するものとし、例えば(イ)のaのエックス線特殊撮影装置であれば、撮影又は撮像表示の性能等がじん肺の診断に必要な水準以上であること。

(ア) ベンジジン等業務関係

- a 遠心機及び顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c 膀胱鏡
- d エックス線直接撮影装置
- e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

(イ) 粉じん業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置
- c 動脈血ガス分析装置
- d 顕微鏡及び細菌培養装置
- e 標本染色用器具

(ウ) クロム酸等業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置

- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- (エ) 砒素業務関係
 - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - b 標本染色用器具
 - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
 - d 原子吸光分光光度計
- (オ) コールタール業務関係
 - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - b 標本染色用器具
 - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- (カ) ビス（クロロメチル）エーテル業務関係
 - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - b 標本染色用器具
 - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- (キ) ベリリウム業務関係
 - a 遠心機
 - b ダグラス・バッグ、ガスメーター、呼吸計（スパイロメーター等）、オキシメーター及び階段昇降試験用ステップ台
 - c エックス線直接撮影装置
 - d 心電計
 - e 原子吸光分光光度計
 - f パッチテスト用具一式
- (ク) ベンゾトリクロリド業務関係
 - a 遠心機及び顕微鏡
 - b 標本染色用器具
 - c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - d 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
 - e 血球数計算盤又は自動血球計数器
- (ケ) 塩化ビニル業務関係
 - a 顕微鏡
 - b 標本染色用器具
 - c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - d 光電分光光度計
 - e シンチグラフィ撮影装置一式
 - f 血管造影器具
- (コ) 石綿業務関係
 - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - b 標本染色用器具
 - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- (ク) 1、2-ジクロロプロパン業務関係

- a 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置
 - (シ) オルトートルイジン業務関係
 - a 遠心機及び顕微鏡
 - b 標本染色用器具
 - c 膀胱鏡
 - d エックス線直接撮影装置
 - e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置
 - (ス) 3、3'—ジクロロ—4、4'—ジアミノジフェニルメタン業務関係
 - a 遠心機及び顕微鏡
 - b 標本染色用器具
 - c 膀胱鏡
 - d エックス線直接撮影装置
 - e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置
- (4) (公社)全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

6 応募要綱

この公募内容等の条件を満たしている者で参加を希望する者は、次に定めるところにより意思表示を行うこと。

- (1) 期 限 令和7年1月31日(水) 午後5時まで (随時受付)
- (2) 応募先 愛媛労働局労働基準部 健康安全課 担当 宮崎
- (3) 応募方法 応募先へ「健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に対する健康診断事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」(応募書類)を提出し、資格要件等の確認を受けること。応募書類の提出においては原則持参し、郵送する場合は書留とすること。なお、応募書類は応募先にて交付する。

7 契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は、愛媛労働局と選定された者の代表との間で別に提示する委託契約書に基づき締結するものとする。

ただし、契約条件に合意しない場合には、委託契約の締結は出来ないこと。

(2) 委託費の支払

委託医療機関が当該健康診断を実施した日の属する月の翌月15日までに指定の様式で健康診断に要した費用の請求を行い、愛媛労働局が審査確定した費用を支払う清算払となること。健康診断費の単価等については別途定めること。

8 再委託の制限

- (1) 委託契約の全部を再委託することはできないこと。
- (2) 委託契約の一部を再委託(委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品等の支出は含まない。)する場合には、愛媛労働局の承

認を受けるものとする。

9 その他

- (1) 委託手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 本事業の応募のために提出された書類の取扱い
 - (ア) 提出された書類は返却しないこと。
 - (イ) 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しないこと。
 - (ウ) 作成及び提出に係る費用はすべて応募者の負担とすること。

【本件担当 連絡先】

住 所：〒790-8538 愛媛県松山市若草町4番地3
松山若草合同庁舎

担 当：要求部局 愛媛労働局労働基準部健康安全課 担当 宮崎

電 話：089-935-5204

支出負担行為担当官

愛媛労働局総務部長 大坪 祥一 あて

所在地

名称

代表者名

健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に係る健康診断
事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当 _____ は、貴局が公募する健康管理手帳所持者又は船員健康管理手
帳所持者に係る健康診断のうち、 _____ 業務に従事していた者に対
する健康診断事業に応募したいので、その旨を表示します。

なお、当団体は以下記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当団体は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者ではありません。
- 2 当団体は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者ではありません。
- 3 当団体は、厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 その他

「特殊な技術等の条件」を満たすことを証明できる書面等（例：医師の医師免許証・
認定証・研修終了証等の写し、臨床検査技師免許証等の写し、機械器具の存在及び
使用状況等を示す書面（写しで可）・写真等）添付

(担当者)

氏 名

部 署 名

電話番号
